平成２９年（フ）第１６７３号
横浜市中区末吉町３丁目40番地２ライオンズマンション伊勢佐木第二703
破産者　株式会社ミツザワロード
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７９２号
横浜市都筑区茅ケ崎南２丁目12番３号
破産者　株式会社リューノス
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９１号
愛知県岡崎市八帖北町４番地11
破産者　大成住宅株式会社
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２９号
愛知県豊橋市森岡町10番地３－Ｂ、開始決定時の住所愛知県新城市川田字新平10番地２
破産者　佐々洋一郎
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１６６号
愛知県蒲郡市八百富町６番６号、従前の住所愛知県蒲郡市神明町14番14号
破産者　伊藤　富子
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５８２号
北九州市八幡西区折尾４丁目31―25　22、住民票上の住所北九州市若松区片山１丁目３番15号（プライムガーデン３　201）
破産者　橋元　智子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６１号
佐賀県小城市小城町松尾893番地
破産者　山口　演次
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
佐賀県杵島郡江北町大字惣領分4153番地　ケアハウスるんびに園、破産手続開始決定時の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲1080番地３
破産者　納所トキエ
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５０２号
北海道千歳市新富２丁目１番５―410号　セントラル新富
破産者　阿部　博之
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
福島県田村市船引町堀越字新田37番地３
破産者　桑原　良次
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
茨城県常陸太田市幡町2012番地の10
破産者　川又　靖治
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第７７号
茨城県北茨城市磯原町豊田60番地
破産者　中村　　剛
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１０１号
長野市宮沖151番地
破産者　原山　祐一
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
長野県塩尻市大門四番町６番５号　レジデンスＹＡＭＡＫＩＣＨＩ　Ⅱ302
破産者　尾関　久男
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０４号
長野県塩尻市大門四番町６番５号　レジデンスＹＡＭＡＫＩＣＨＩ　Ⅱ302
破産者　尾関ひとみ
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３６７１号
奈良県生駒郡平群町竜田川３丁目１番８号　ローズ椿井102号
破産者　青雲技建こと　岡田　誠二
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７号
大阪府大東市寺川５丁目11番１号
破産者　上農　一廣
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８号
大阪府大東市寺川５丁目11番１号
破産者　カミノ企画こと　上農　由美
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４３号
大阪市平野区瓜破西３丁目３番26号　プリムヴェール瓜破201号室
破産者　岩下　隆雄
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部